

## 流山市告示第34号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画のうち令和6年度の実施計画を定めたので、流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年流山市条例第12号）第6条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

流山市長 井崎 義治



### 1 趣旨

この一般廃棄物処理実施計画は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施するごみ及び生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）の処理に関する必要な事項を定めるものとする。

### 2 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

#### （1）ごみ

##### ア 発生量

区分	発生量
燃やすごみ	42,688トン
燃やさないごみ	2,816トン
容器包装プラスチック	3,515トン
ペットボトル	558トン
資源物	164トン
有害危険ごみ	107トン
粗大ごみ	1,656トン
剪定枝・落葉及び草	4,538トン
集団回収	9,246トン
合計	65,288トン

## イ 处理量

区分	合計	家庭ごみ	事業系ごみ
燃やごみ	42,688トン	30,048トン	12,640トン
燃やさないごみ	2,816トン	2,816トン	
容器包装プラスチック	3,515トン	3,488トン	27トン
ペットボトル	558トン	531トン	27トン
資源物	164トン		164トン
有害危険ごみ	107トン	107トン	
粗大ごみ	1,656トン	1,506トン	150トン
剪定枝・落葉及び草	4,538トン	967トン	3,571トン
合計	56,042トン	39,463トン	16,579トン

## (2) し尿及び浄化槽汚泥

区分	発生量及び処理量
し尿	827キロリットル
浄化槽汚泥	7,713キロリットル
合計	8,540キロリットル

## (3) 動物死体

区分	発生量及び処理量
動物死体	867体

### 3 一般廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項

一般廃棄物処理基本計画（平成30年度策定）の基本方針「資源を有効に利用する循環型のまちを目指して」に基づき、次の方策を実施し、ごみの排出抑制に努める。

発生抑制の推進	ごみ減量・資源化の啓発	ごみの減量・資源化の具体的な方法等について、定期的・継続的に情報発信する。
	講座	リサイクルプラザ・プラザ館を活用して、各種リサイクル講座を実施する。
	粗大ごみの修理再生	粗大ごみとして排出された家具と自転車を修理再生し、安価で販売する。
	生ごみの資源化	たい肥化だけでなく飼料化も視野に入れ、関係機関に協力を求めていく。
	ごみ出前講座 (ケロクルミーティング)	職員が地域へ出向き、市民とごみ減量・資源化に関する意見交換を行う。
	環境教育	小学生のクリーンセンター施設見学会を実施する。
	廃棄物減量等推進員 (ごみ減量推進員)	各自治会から推薦された方を、地域のごみ減量リーダーとして「ごみ減量推進員」に委嘱する。
	ガレージセール	市内のフリーマーケット情報をホームページで紹介するなど、開催への支援を行うほか、市主催のガレージセールを開催する。
	生ごみの水切りの推進	生ごみの水切りによるごみ減量について、広報紙に掲載するなど市民にPRを行う。
	流山市指定ごみ袋の啓発	ごみの減量化や、適切な分別の推進によるさらなる資源化などの観点から、導入した指定ごみ袋について、引き続き啓発に努める。
資源化の推進	家庭ごみ収集曜日カレンダーの配布	分別排出の徹底及び排出日の間違いをなくすために全世帯に配布する。
	集団回収	資源物の収集は平成24年4月から集団回収に一元化しているので、一層の制度の周知に努める。
	ごみ分別アプリの普及促進	ごみの分別や収集曜日の検索、ごみに関する市からのお知らせを確認できるスマートフォン向けアプリを普及促進する。
	資源物の持ち去り対策	パトロール等を実施し、資源物の持ち去り防止の対策を講じる。
	剪定枝の資源化	森のまちエコセンターに持ち込まれた剪定枝から、たい肥やチップを生成する。
ご事業対策系	一般廃棄物減量計画書	一定規模以上の事業所に対して、ごみ減量計画書の作成及び提出を義務付けることにより、事業系ごみの発生抑制を図る。
	ごみ減量の啓発・促進	事業系一般廃棄物の減量に向け、事業系廃棄物処理ガイドブックにより、ホームページ等を活用して廃棄物の減量を啓発・促進する。
	アンケート	事業所に対して、ごみの出し方のアンケート調査を行うことにより、事業系ごみの減量・資源化及び適正処理を進める。

#### 4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

※詳細については、市が作成する分別表を参照のこと。

##### (1) 家庭系ごみ

- ア 燃やすごみ
- イ 燃やさないごみ
- ウ 容器包装プラスチック
- エ ペットボトル
- オ 有害危険ごみ
- カ 粗大ごみ

※剪定枝の引き取りについては5束までを1点として粗大ごみとして取り扱うこととする。

##### (2) 事業系ごみ

- ア 燃やすごみ
- イ 粗大ごみ(可燃性)
- ウ 剪定枝・落葉及び草

##### (3) 公共施設ごみ

- ア 燃やすごみ
- イ 資源物
- ウ 剪定枝・落葉及び草

##### (4) し尿及び浄化槽汚泥

##### (5) 動物死体

## 5 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

### (1) 収集運搬計画

#### ア ごみ

##### (ア) 家庭系ごみ

家庭系ごみの内、4(1)ア及びウはそれぞれの流山市指定ごみ袋、それ以外の区分は透明または中身の確認できる透明性を有するビニール袋に分別して収集日の午前8時30分までに集積所へ排出すること。

また、集積所への排出が原則であるが、自ら一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）へ搬入することもできる。

ただし、引越しごみ等の臨時又は多量のごみは集積所に排出することはできず、自ら施設へ搬入するか、市から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者（以下「許可業者」という。）に収集を依頼する。

区分	収集形態	収集回数	収集体制
燃やすごみ	集積所（戸別）	週2回（指定日）	委託
燃やさないごみ	集積所（戸別）	月2回（指定日）	委託
容器包装プラスチック	集積所（戸別）	週1回（指定日）	委託
ペットボトル	集積所（戸別）	月2回（指定日）	委託
有害危険ごみ	集積所（戸別）	月2回（指定日）	委託
粗大ごみ	戸別	随時	委託

※括弧内は高齢者等ごみ出し支援事業の収集方法を表す。

##### (イ) 事業系ごみ

事業者は廃棄物処理法及び市が定めた事業系廃棄物処理ガイドブック（流山市事業系廃棄物受入基準）に従い、自ら適正に処理をすること。自ら処理することができない場合は、許可業者に委託すること。

区分	収集形態	収集回数	収集体制
燃やすごみ	事業所別	随時	許可業者
粗大ごみ（可燃性）	事業所別	随時	許可業者
剪定枝・落葉及び草	事業所別	随時	許可業者

### (ウ) 公共施設ごみ

公共施設廃棄物収集業務受託業者が収集する。また、必要に応じて自ら施設へ搬入する。

小・中学校等の給食施設がある公共施設については、燃やすごみの特別収集（営業日毎日）を行う。

区分	収集形態	収集回数	収集体制
燃やすごみ	事業所別	週1~2回	委託
資源物	事業所別	月2回	委託

### イ し尿及び浄化槽汚泥

区分	収集形態	収集回数	収集体制
し尿	戸別・事業所別	おおむね月1回	委託
浄化槽汚泥	戸別・事業所別	おおむね年1回	許可業者

### ウ 動物死体

区分	収集形態	収集回数	収集体制
動物死体	戸別	隨時	委託

※自ら施設へ搬入することもできる。

### エ 施設への搬入時間

施設への搬入時間は、日曜日及び年末年始を除き、次のとおりとする。

午前	8時30分から11時40分まで
午後	1時から 4時15分まで

施設事務課	巡回係	巡回係	巡回係
清掃課	巡回	巡回	巡回
管理課	巡回	巡回	巡回
総務課	巡回	巡回	巡回

## 才 許可業者

許可業者は、次の業者とする。

株式会社大橋	有限会社関紙業
北葉実業株式会社	有限会社日東サービス
有限会社関商店	有限会社柏清掃
有限会社クリーン・アップ	安蒜運送有限会社
株式会社高田産業 ※(株)東武鉄道市内各駅構内から発生する一般廃棄物のみ	株式会社流山清掃事業
江戸川清掃株式会社 ※浄化槽汚泥／浄化槽清掃のみ	エルエス工業株式会社 ※実験用動物等の死体及び付随汚物のみ
有限会社流山清運社 ※浄化槽汚泥／浄化槽清掃のみ	流山市管工事協同組合 ※浄化槽汚泥／浄化槽清掃のみ

なお、計画発生量等を勘案すると既存の許可業者により適正な収集運搬が確保できるため、原則として新規の収集運搬業の許可はしない。

(2) 中間処理計画・最終処分計画

ア ごみ

区分	購入者	購入量	施設	処理の主体	方法	資源化量等	最終処分	処分の方法
燃やすごみ (可燃ごみ)	家庭系	30,048t	流山市クリーンセンター ごみ焼却施設	直営 一部委託	焼却	炉下灰 228t (資源取扱業者)	炉下不燃物等 1,436t (委託処理)	埋立て (市外)
	事業系	12,610t				スラグ 1,137t (道路舗装業者等)		
	一	6,565t				溶融飛灰 1,072t (再利用事業者)		
						紙布類 45t (資源取扱業者)		
燃やさないごみ (不燃ごみ)	家庭系	967t	森のまちエコセンター 勇定期・落葉及び草木	直営	破碎	バイオマス利用等 3,923t (森花処理) たい肥化 615t (直営)		
	事業系	3,571t						
容器包装プラスチック	家庭系	2,816t	流山市クリーンセンター リサイクルプラザ・リサイクル館	直営 一部委託	破砕 選別 圧縮	プラスチック製容器包装 1,440t (公財)日本容器包装リサイクル協会 ペットボトル 404t (資源取扱業者) 金属類 596t (資源取扱業者) 乾電池・蛍光管 49t (資源化委託) 不燃性粗大 42t (委託処理) 小型家電 8t (資源取扱業者) 処理困難物 2t (委託地廃) 残さ 6,565t (ごみ焼却施設)		埋立て (市外)
	事業系	3,488t						
	一	27t						
ペットボトル	家庭系	531t	流山市クリーンセンター リサイクルプラザ・リサイクル館	直営	破砕 選別 圧縮	8t (資源取扱業者) 2t (委託地廃)		
	事業系	27t						
有害危険ごみ	家庭系	107t						
	事業系	1,506t						
	一	150t						

イ し尿及び浄化槽汚泥

区分	施設(処理主体)	処理量	方法及び量	最終処分	処分の方法
し尿	森のまちエコセンター	827キロリットル	ごみ焼却施設 269t 委託処理 27t	沈砂 4t (委託処理) 焼却灰 2t (委託処理)	
浄化槽汚泥	し尿処理施設(直営)	7,713キロリットル			埋立て (市外)

ウ 動物死体

区分	施設(処理主体)	処理量
動物死体	流山市クリーンセンター 小動物焼却設備(委託)	867体

(3) 収集運搬及び処分を行わないもの

- ア 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)の対象である機器

特定家庭用機器廃棄物は、家電小売店に引取りを依頼するか、特定家庭用機器再商品化法第17条に規定する指定引取場所に自己搬入する。

- イ 家庭用パーソナルコンピュータ

資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)に基づきメーカー等に回収を依頼する。

- ウ 流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第16条第1項各号に規定するもの

販売業者又は専門処理業者に処理を依頼する。

- エ 上記以外のもの

市が作成する分別表又は市長の指示に従うこと。

## 6 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

### (1) ごみ

区分	概要
施設の名称	流山市クリーンセンター ごみ焼却施設
所在地	流山市大字下花輪191番地
施設規模	207トン/日
処理方式	ガス化溶融炉(流動床式)

区分	概要
施設の名称	流山市クリーンセンター リサイクルプラザ・リサイクル館
所在地	流山市大字下花輪191番地
施設規模	57.1トン/日
処理方式	選別・圧縮・保管

区分	概要
施設の名称	森のまちエコセンター 剪定枝資源化施設
所在地	流山市こうのす台1594番地
施設規模	3トン/日
処理方式	破碎

### (2) し尿及び浄化槽汚泥

区分	概要
施設の名称	森のまちエコセンター し尿処理施設
所在地	流山市こうのす台1594番地
施設規模	56キロリットル/日
処理方式	浄化槽汚泥対応型脱窒素処理方式+高度処理

### (3) 動物死体

区分	概要
施設の名称	流山市クリーンセンター 小動物焼却設備
所在地	流山市大字下花輪191番地
施設規模	140キログラム/日
処理方式	バッチ焼却式

## 7 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(1) 剪定枝・落葉及び草を自己搬入する場合には、以下の基準により受入れを行っている。

### ア 剪定枝の規格

(ア) 長さ2メートル以下であること。

(イ) 太さ20センチメートル以下であること。

### イ 剪定枝の種類

(ア) キョウウチクトウ、アセビ、イチイ、ウルシ、その他毒性を有し資源化に適さない樹木でないこと。

(イ) 樹木の根、腐食した樹木、その他砂や石などの混入・付着により処理施設の故障の原因となるものでないこと。

(2) 家庭から発生する資源物については、集団回収方式により回収する。

(3) 水銀に関する水俣条約を担保する各種法令が、平成29年10月に改正されたことから、事業活動によって排出された水銀使用製品については収集及び処理・処分方法等を法令内容に照らし、「水銀使用製品産業廃棄物」として適正に処理されることとなった。

については、本市クリーンセンターは一般廃棄物処理施設であることから、事業活動によって排出された水銀使用製品の搬入の受け入れを行わないこととする。

(4) リチウムイオン電池を含む家電製品等については、火災防止の観点から原則的に電池を外し本体のみ燃やさないごみで排出すること。ただし、電池の外せない製品については電池含有の旨を記載した上で有害危険ごみとして排出すること。

なお、外した電池は販売店等の回収ボックスへ排出すること。

(5) クリーンセンターの処理能力を超える処理困難物を廃棄物として排出しようとするときは事前にクリーンセンターへ連絡し、その処理方法等について指示に従うこと。

